

第 1 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 7 月 27 日（木） 15:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中、令和 5 年度第 1 回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日、御手元に専門部会委員の任命辞令をお配りしておりますので御査収ください。</p> <p>本日は、委員全員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本日の専門部会については、傍聴人は入っておりません。</p> <p>本日は、第 1 回目の専門部会ですので、部会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。</p> <p>まずは、議題 1 「岐阜県最低賃金専門部会の部会長、部会長代理の選出について」です。</p> <p>最低賃金法第 25 条第 4 項の規定に基づき、部会長及び部会長代理は公益委員の中から選出していただくことになっております。</p> <p>公益委員から御推薦をいただき、選出することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
平野室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、公益委員から御推薦をお願いします。</p>
高橋委員	(挙手) はい、よろしいでしょうか。
平野室長	はい、どうぞ。

高橋委員	部会長に栗山委員を部会長代理に宮坂委員を推薦させていただきます。
平野室長	ただいま、高橋委員から「部会長に栗山委員、部会長代理に宮坂委員」を御推薦いただきました。 御異議はございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
平野室長	ありがとうございます。 部会長に栗山委員、部会長代理に宮坂委員が選出されました。 それでは、ここからの進行を栗山部会長にお願いいたします。
事務局	(部会長のプレートを置く)
栗山部会長	ただいま、部会長に選任されました栗山といたします。よろしく申し上げます。円滑かつ充実した審議運営に努めてまいりたいと思います。皆様の御協力を是非よろしく申し上げます。 それでは、議事を進めます。 次の議題2「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)について」と議題3「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項(案)について」を一括して審議したいと思います。 事務局から説明して下さい。
平野室長	それでは、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」は、資料No.2(3ページ)を、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項(案)」は、資料No.3(5ページ)をそれぞれ御覧ください。

	<p>まず、運営規程（案）については、新たにテレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する規定を第3条に設けました。</p> <p>提案理由については、テレビ会議システムを利用する方法による会議出席を可能とする様に運営規程を改正するものです。</p> <p>また、会議出席手続き等の具体的な運用事項については、「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」によるものとしたいと存じます。</p> <p>両案につきましては、5月15日に開催されました第474回審議会において、審議会の運営規程と併せて決定されていますが、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程第9条」の規定により、規程の改正は専門部会での議決が必要となりますので、提案させていただいたところです。</p> <p>なお、補足して説明しますと、新設の規定は新型コロナウイルス感染症による自宅待機等、緊急避難的な事由が該当するものであり、本人都合等の事由は該当しません。</p> <p>また、運用事項第3項の申出期限を会議開催の5日前としましたのは、仮に月曜日の会議開催の場合、閉庁日を2日間挟みますので、事務局と部会長との連絡調整時間を考慮し、5日前としました。ただし、5日前はあくまで原則ですので、個別事由により対応していきたいと考えています。</p> <p>新たに設けました第3条の規定以外の規定は昨年度と同様でございます。</p> <p>以上となります。</p>
<p>栗山部会長</p>	<p>ただいま説明がありました「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）」及び「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席に関する運用事項（案）」について、御意見を伺います。</p> <p>まず、労働者側委員の皆様いかがでしょうか。</p>

栗本委員	異議ありません。
栗山部会長	続きまして、使用者側委員の皆様いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
栗山部会長	御異論がないようですので、この案で決定とします。 規程の（案）を削除し、附則に本日の日付を入れてください。 続きまして、議題4「岐阜県最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」です。 事務局から説明をお願いします。
平野室長	昨年度まで、岐阜県最低賃金専門部会の公開については、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程第5条に定める、議事を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するとの部会長判断により非公開としていました。 本日、専門部会に先立って開催されました第476回岐阜地方最低賃金審議会において、専門部会の公開については、今年度から公労、公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う全体会議については、傍聴人を入れ議事を公開すること及びその部分については議事録を公開することとし、傍聴人を入れた議事公開については、8月4日開催の第3回岐阜県最低賃金専門部会からと決定されています。 本日の審議会の決定を踏まえ、専門部会の公開について、部会長の判断をお願いします。
栗山部会長	岐阜県最低賃金専門部会の議事公開につきましては、第476回岐阜地方最低賃金審議会の決定を踏まえ、今年度から、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程第5条に基づき、公労使三者が集まって議論を行う全

	<p>体会議については公開とし、公労、公使の二者協議については、同条に定める、「公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するものと判断し非公開とさせていただきたいと思えます。</p> <p>併せて、議事録、すなわち議事内容の公開につきましては、昨年度までは、公労使三者が集まって議論を行う全体会議につきましては、議事要旨を作成し公開しておりましたが、今年度からは、岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程第6条に基づきまして、議事要旨ではなく議事録を作成して公開することにさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、傍聴人を入れた議事公開につきましては、8月4日開催の第3回岐阜県最低賃金専門部会からとさせていただきます。</p> <p>それで、よろしいでしょうか。御異議ございませんか。</p>
各側委員	異議なし。
栗山部会長	<p>では、そのように決定させていただきます。</p> <p>それでは、次に議題5「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>目安額の伝達については、昨7月26日に中央最低賃金審議会第4回目安に関する小委員会が開催されましたが、小委員会報告を取りまとめるまでには至りませんでした。このため、明日7月28日に第5回目安に関する小委員会が開催されることになりました。</p> <p>従いまして、目安の伝達については、答申があり次第、今後開催される専門部会において伝達された目安額を報告するという審議運営が決定しておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>

安藤室長補佐	<p>それでは、続きまして、本日お配りしました岐阜県最低賃金の改正決定に関する資料について御説明させていただきます。</p> <p>まず、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配布資料がNo. 4 からNo. 6 及びNo.15 となります。</p> <p>順に第 1 回目安に関する小委員会の配布資料、資料No. 4 (7 ページから 144 ページ) となります。</p> <p>次に第 2 回目安に関する小委員会の配布資料、これが資料No. 5 (145 ページから 286 ページ) です。</p> <p>それでは、152 ページを御覧下さい。</p> <p>令和 5 年賃金改定状況調査結果です。第 4 表①の一番左上産業計男女計をみますと、岐阜県のランク区分 B の 1 時間あたりの賃金上昇率は 2.0% となっており、昨年の 1.4% を上回っております。</p> <p>また、令和 4 年の賃金上昇率は下のカッコ注に記載されていますが、新ランクに合わせて組替集計したものです。</p> <p>次に第 3 回目安に関する小委員会の配布資料 これが資料No. 6 (287 ページから 294 ページ) です。</p> <p>次に第 4 回目安に関する小委員会の配布資料 これが資料No.15 (377 ページから 390 ページ) です。</p> <p>次に、岐阜県に関する資料です。</p> <p>資料No. 7 (295 ページから 296 ページ)、岐阜県最低賃金の推移です。</p> <p>次に生計費に関する資料です。</p> <p>資料No. 8 (297 ページから 298 ページ)、岐阜市消費者物価指数 (令和 5 年 6 月分) です。</p> <p>次に賃金に関する資料です。</p> <p>資料No. 9 (299 ページから 338 ページ)、令和 5 年度の最低賃金に関する基礎調査の結果 (速報値) です。</p> <p>299 ページを御覧ください。</p> <p>真ん中の囲みに調査対象が記載されています。</p> <p>調査は県内にある 100 人未満の 1,700 事業所を対象に実</p>
--------	---

施しました。うち 638 事業所の 10,581 人の労働者データを基に労働者数で復元して集計したものとなっております。

調査事項は項目 3 に記載されており、令和 5 年 6 月分を対象としています。

また、300 ページには特性値について記載されており、例えば第 1・二十分位数は、データを 20 等分して、低いほうの最初の節の者の数値となります。

301 ページからは、企業規模別、地域別、年齢別、男女計の時間当たりの所定内賃金額の表、301 ページから 306 ページまでが就業形態全て、307 ページから 312 ページまでが就業形態一般の労働者、313 ページから 318 ページまでが就業形態パートの労働者の表となっております。

ここで、一般とパートというのは、一般を基準としまして、それより所定労働時間或いは所定労働日数が短い方がパートという判断となります。

次に 337 ページを御覧ください。

平成 28 年度から昨年度までの目安額、時間額、引上げ額、引上げ率、影響率、未満率と特性値の推移を示したものに本年度の未満率と特性値を示した表となります。

本年度の未満率は 1.8%、時間当たりの平均賃金額は 1,401 円、第 1・20 分位数は 910 円、第 1・10 分位数は 910 円、第 1・4 分位数は 980 円、中位数は 1,193 円となっております。

では次に春闘の妥結状況です。

資料No.10 (339 ページから 340 ページ) は、連合岐阜による最終集計です。

資料No.11 (341 ページから 352 ページ) は、一般社団法人岐阜県経営者協会による最終集計です。

次に事業の賃金支払能力に関する資料としまして、資料 No.12 (353 ページから 358 ページ)、財務省東海財務局岐阜財務事務所による「岐阜県内の経済情勢」です。

資料No.13 (359 ページから 374 ページ) は、岐阜県環境

生活部統計課による「全国・岐阜県の経済指標」です。

最後になりますが、生活保護費と岐阜県最低賃金の比較について、御説明いたします。資料No.14（375 ページ）を御覧ください。

これは、中央最低賃金審議会で示している比較方法で、直近のデータを基に算出したもので、比較対象は生活保護費の最新データ令和3年10月の改定によるものです。

項目2の最低賃金月額と比較対象となる年の改正後の最低賃金額に1か月の平均所定労働時間を乗じ、当該年の可処分所得割合を乗じた金額であり、令和3年度の最低賃金と令和3年度の生活保護水準を比較しております。

なお、生活保護費につきましては、令和3年10月に基準額の改定が行われたことから、第1類費、第2類費の合計は改定後の18歳から19歳単身に適用される生活扶助基準額となっています。

また、冬季加算については、11月から翌年3月までの支給となりますので、1年を通した1か月の平均額は冬季加算額に12分の5を乗じたものとなっています。

住宅扶助の実績値は、2019年度被保護者調査（個別調査）の1人世帯の世帯数及び住宅扶助実績値を基に算定したものととなります。

項目1の（3）生活保護費については、生活扶助費と住宅扶助費を合算した額で月額96,351円となります。

最低賃金額は、令和3年10月に改正した時間額880円に年間の上限となる法定労働時間2085.14時間を12で除した173.8を乗じ、更に税金、社会保険料等、可処分所得率0.816を乗じて算出した額が月額124,802円となります。

時間額比較の場合は、生活保護費を可処分所得率0.816で除し、これを1か月平均所定労働時間就労したものとして、173.8で除した金額を表示しております。

これらを比較しますと、項目3のとおり、月額で28,451

	<p>円、時間額で 201 円、それぞれ最低賃金が上回っております。</p> <p>それから、前回、資料として出しました当局の職業安定部が取りまとめております雇用失業情勢の 6 月分につきましては、8 月 1 日公表する予定としておりますので、来週 8 月 3 日の第 2 回専門部会において配布させていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
栗山部会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました資料について、御質問若しくは御意見がありましたらお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>ありません。</p>
栗山部会長	<p>では、使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>ありません。</p>
栗山部会長	<p>それでは、続きまして、岐阜県最低賃金の改正について、具体的審議に入る前に労使双方から基本的な考え方についての御意見を伺いたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>労働者側の意見として述べさせていただきたいと思います。</p> <p>近年最低賃金に対します社会的な注目が年々高まっております。今年につきましては、先程連合集計にありましたとおり、30 年ぶりの賃上げの流れがありまして、昨年以上に最賃が注目されております。この 30 年ぶりの賃上げの成果を社会に広げて確実に波及させる必要があると思っております。</p> <p>労働者側としましては、現在の岐阜県の最低賃金では、2,000 時間働いたとしましても、年収 200 万円に届かない</p>

	<p>ワーキングプア水準にしか過ぎないということ、それから、第1に生存権を確保するとともに労働対価として相応しい水準を確保すること、そしてコロナ禍の影響まだまだ続いております。こういった影響を踏まえまして、経済、社会の活力の源となります人への投資を求めたいと思います。</p> <p>そして、急激な物価上昇、まだまだ物価上昇も続くと考えられています。生活に及ぼす影響の実態を踏まえ消費者物価上昇率を考慮した引き上げを求めたいと思います。</p> <p>そして、労働力流出の原因となります地域間格差の縮小を図りたいと思います。</p> <p>以上4点を重点におきまして、誰もが時給1,000円を早期に達成するとともに最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指したいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員の方はよろしいでしょうか。</p>
労側委員	<p>(発言なし)</p>
栗山部会長	<p>それでは、続きまして、使用者側委員よろしく申し上げます。</p>
澤村委員	<p>地域別最低賃金は企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される法律です。</p> <p>最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業の厳しい経営状況と経営に与える影響を十分考慮して、慎重な審議を行う必要があると考えます。</p> <p>価格転嫁ができていない企業、まだできていない企業、企業によってコロナ禍からの業績回復の度合いはそれぞれで、中小企業比率が高い岐阜県はまだ厳しい企業が多いのが現状です。</p> <p>今年度の審議においては、最低賃金決定の3要素を踏まえ、岐阜県企業の現状、声をお伝えさせていただき審議に</p>

	<p>臨んでまいりたいと考えております。 以上です。</p>
栗山部会長	<p>ありがとうございます。 他の委員の方はよろしいでしょうか。</p>
使側委員	<p>(発言なし)</p>
栗山部会長	<p>それでは、本日はここまでとして、具体的な審議は次回以降とさせていただこうと思います。 本日の専門部会はこれもちまして閉会とさせていただきます。 次回専門部会は、来週8月3日(木)午後1時30分から、会場は変わりますして4階B会議室で開催しますのでよろしくをお願いします。 ありがとうございました。</p>